

## 仕 様 書

- 1 件 名 小型乗用自動車の賃借
- 2 契約期間 令和2年11月から4年間（長期継続契約）
- 3 履行場所 公益財団法人東京都中小企業振興公社  
事業戦略部 多摩創業支援課  
（東京都立川市緑町3-1 GREEN SPURINGS E2 303）
- 4 賃借機種及び数量 小型乗用自動車 1台  
詳細は別紙「特記仕様書」のとおり
- 5 支払方法 履行確認の後、指定金融機関口座から毎月の引落とする。
- 6 任意保険 

(1) 保険種類	自動車総合保険
(2) ノンフリート契約	
(3) 年齢条件	年齢条件なし
(4) 対人賠償	無制限
(5) 対物賠償	無制限
(6) 搭乗者傷害	1,000万円
(7) 車両	一般車両保険 免責額 0-0万円（自己負担額なし）
- 7 賃借料に含まれる項目
  - (1) 車両代
  - (2) 登録時諸費用
  - (3) 自動車取得税
  - (4) 自動車重量税 (期間分)
  - (5) 自動車税 (期間分)
  - (6) 自動車損害賠償責任保険料 (期間分)
  - (7) 自動車保険（任意保険） (期間分)
  - (8) 法定点検整備等
  - (9) 継続車検
  - (10) スケジュール点検
  - (11) 一般整備、故障修理、パンク修理等
  - (12) エンジンオイル等消耗品の交換・補充
  - (13) タイヤ交換（夏冬タイヤ、ホイール）

#### (14) 車両返還、引取に係る諸費用

#### 8 入札等について

入札（または見積書の提出）にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。

#### 9 貸借自動車の環境性能について

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 35 条に規定する低公害車・低燃費車であること。

#### 10 環境により良い自動車利用について

本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

(1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

#### 11 暴力団等排除に関する特約条項

暴力団等排除に関する特約条項については、別に定めるところによる。

#### 12 契約情報の公表

公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が250万円以上の契約案件を以下のとおり公表する。

##### (1) 公表項目

契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額

##### (2) 公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年1回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表する。なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は、契約締結後14日以内に文書にて同意しない旨申し出ること。

13 その他

本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は公社と協議して決定する。

14 連絡先

公益財団法人東京都中小企業振興公社

事業戦略部 多摩創業支援課 地域連携係

東京都立川市緑町 3-1 GREEN SPRINGS E2 3階 (303)

電話：042-518-9671